

令和2年11月13日
京都市保健所長
山田典子

「観光地における外国人観光客（在留も含む）への
コロナも含めた感染症対応についての保健所の課題」

1 外国人対応の課題及び解決策について

(1) 対応困難となる原因

ア 言語

日本語、英語が困難な外国人に対し、通訳の手配が24時間、365日できるわけではなく、特にコロナのように迅速な状況把握が必要であるが対面での調査ができない場合、電話のみでのコミュニケーションが難しい場合が想定される。

イ 受け入れ施設（医療機関及び軽症者療養施設等）

言語の問題があるため、コロナ陽性且つ京都在住の日本語ができない方は、入院や軽症者療養施設への入所の受け入れ先が少なく、自宅での健康観察も電話での言語が通じず、十分とは言えない。

海外からの入国者だけではなく、留学就労のため京都市内に居住している海外出身者のコロナ陽性者の対応で苦労した例はあった。

(2) 対応困難となる原因に対する解決策

ア 電話通訳サービス（3者通話）

各自治体で通訳を交えた3者通訳の制度を持っていることもあるが、時間帯や言語の種類等に制限がある。

より多くの言語で24時間対応の、電話通訳サービス（3者通話）など必要な時にすぐ使えるシステムを、各自治体で準備することは難しい。

また、健康観察は重症化を防ぐためにも極めて重要であるが、コミュニケーションがとれない場合は、それも困難となる。

コミュニケーションがとれなければ保健所としての対応が困難となるため、言語面をサポートするコールセンターのような組織を国として設置していただきたい。

イ 外国語対応の資料等

対面であれば、ポケトークなどの翻訳機や外国語対応のパンフレットなどを使うことができる。

現在、京都市では厚労省のパンフレットをもとに外国語対応のものを作成中。

なお、ポケトークは、電話での対応時は使用が困難である。

2 感染症の発生地主義，自治体をまたぐ場合の対応について

○ 本市保健所における陽性者患者の住所、居所の取扱及び保健所間連携

(例) 居住地が奈良，勤務先が京都市内の方が，コロナ発病の可能性があり京都市内医療機関を受診，検査を受けたのち，京都市内のホテルに滞在中，コロナ陽性が判明した場合など

感染症法に基づく発生届は、診断した医療機関の所在する管轄の保健所に出される。上記の例に当てはめると、京都市内のホテル滞在中で、市内の医療機関を受診しコロナ陽性と診断された場合、医療機関所在地が本市のため、発生届は京都市保健所が受理（広報発表も本市が行う）、本人が京都市内に滞在しているため本人への疫学調査は京都市保健所が実施。京都市内の勤務先も所在地を所管する京都市保健所が調査し、接触者の検査等調整する。

（ただし、本人が市外に移動している場合は本人のいる場所の管轄の保健所に依頼することになる）

調査の結果、接触者が京都市以外にいる場合（例えば奈良に接触のあった家族が居住している）は、居住地管轄の保健所に調査実施依頼。依頼先保健所の所属都道府県（この場合奈良県）の担当部署を通じて依頼をする。

勤務先の調査等で把握した接触者の所在地が京都市外の場合も、上記の順で所在地の管轄保健所に検査等依頼する。

<さらに保健所の負担を減らすための解決案>

海外からの観光客は自治体をまたいで移動することが予想され、各自治体で24時間多言語対応を行うことは難しいため、言語面をサポートするコールセンターのような組織を国として設置していただきたい。

感染症発生届等フロー図

